

モデル施設と称賛される

東部清掃施設組合

し尿処理場

本村字小那覇在



生活の水準の向上と比例し、トイレの水洗化も急激に進み、年間のし尿の排出量も増加を見せている。そういう中で昭和四十九年に建設された東部清掃施設組合（当時とは西清掃施設組合）の本村字小那覇にある、し尿処理施設の利用の状況も高まっている（資料参考）。そのし尿処理施設が、今度約八〇〇万円をかけて、施設内の公園化を図り、見ごとに根づいていく大木、花木、貯水池等におとずれ人々の話題を呼んでいる。同施設に行ってみると、従来のし尿処理施設のイメージとかなりちがうことに気づく。まず臭いが、ほとんどなく、不潔感がなく緑につつまれた公園という感じである。

同組合の玉城事務局長、や宮平場長も、「沖縄におけるし尿処理施設のモデル造りを目指して、今回の公園化を実現した」との弁。又宮平場長は「とかく地域、社会で問題化するし尿処理場が、地域住民から敬遠されることなく見直されれば、また環境、とりわけ河川、海岸の汚染ができるだけ出ない、万善の事業をし地域環境整備にも役立ちたい」との抱負も語っていた。

まさに一見に価するし尿処理場です。一度は是非おとずれてみて下さい。

また同組合では、与那原町板良敷にあるゴミ処理場の効率的な運用の協力として、従来、ゴミ、チリの分別収集収集燃えるもの、燃えないもの、を是非、徹底してほしいと呼びかけています。

燃えるもの、燃えないものを区別しないと機械等が、たびたび摩減、故障し、年間、五、六〇〇万

発行所
西原村役場
電話(09894)⑤-5011~3
印刷
西原印刷

村の世帯・人口		(昭和52年6月末日現在)	
世帯数	3,453	人口	14,934
人		男	7,595
		女	7,339
6月の人口移動		出生	30
		死亡	1
		転入	86
		転出	43
		婚姻	9
		離婚	0

し尿処理状況

年 月	処理量 (t)
昭和46年	3,780,000
47年	1,152,000
48年	2,304,000
49年	1,809,566
50年	2,139,735
51年	2,538,880

円もの修理費が過去出ているとの状況です。

とりわけ西原村の分別収集への協力は、かなり悪いとのことですが、地域、隣り組で注意し合っは是非そういうことがないようにしましょう。

夏はいろんな伝染病がはやる季節

村住民課では、伝染病対策の一環として、下水道消毒作業を今年四月以来、毎週金曜日土曜日、日曜日に行い、地域住民から喜ばれています。

例年、夏場にかけていろいろな伝染病がはやりがちで、その予防対策がネライ。

この作業は十月末まで行われます。

各曜日の地域予定は次の通りです。

- 金曜日：幸地、徳佐田、森川、上原、棚原、池田、小波津
- 土曜日：翁長、津花波、呉屋、小橋川、内間、掛保久、嘉手苺、小那覇
- 日曜日：兼久、与那城、我謝、安室、桃原、小波津

議会だより

昭和五十二年第五回

議会定例会より

去る六月二十二日から二十四日の三日間の会期で第五回議会定例会が行なわれた。

上提された案件は全部で八件で、報告二、承認一、議案五。それぞれ事項で活発な審議が行われ、次の通り決った。

- 報告第二号：専決処分報告について
- 報告第三号：専決処分報告について
- 承認第一号：専決処分の承認を求めることについて：承認
- 議案第一三三九号：西原村税条例の一部改正について：原案通り可決
- 議案第一三三八号：昭和五十二年西原村一般会計補正予算について：原案通り可決
- 議案第一三三九号：西原村議会会則の一部改正について：原案通り可決

これは本会議、または委員会等が議会の運営の公正かつ効率的な審議を図る上で、実情に即した会議規則の整備で、①日曜日および休日の休会②委員会の中間報告③請願書の写しの各議員への配布等、第十條、第十七條、第四十五條、第八十六條、第八十七條の整備、改正が承認された。

●議案第一四〇号：工事請負契約締結について：原案通り可決

これは我謝地内道路拡幅工事で工費一千八百万円。工期六月二十七日から十月二十六日まで丸吉工業が落札したもので、承認された。

●決議第二十五号：北方領土の早期返還に関する意見書：決議

北方領土の早期返還に関する意見書

沖縄群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土は、われわれの父祖が血と汗とで開拓してきた土地であり、これまで一度も外国の領土になったことのないわが固有の領土である。このことは、歴史上明白な事実である。その早期返還、を我々主権を回復すること、は、国民の夢にまで忘れることのできない要求であり、熱望である。

しかるに、戦後三十二年、日ソ国交回復後すでに二〇年を経た今日、いまだこれら北方領土返還の見通しが明らかにされていないことは、まことに遺憾の極みである。

われわれは、政府当局が、これら北方領土の早期、一括返還の実現を期し、国民の強い世論を背景として、一歩もひかないねばり強い対ソ交渉を展開され、これにより日ソ間に真に永続的な友好と平和の関係を一日も早く確立するよう、ここに重ねて強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項に基づき意見書を提出する。

昭和五十二年六月二十二日
沖縄県西原村議会

第十一回参議院議員選挙の本村における結果報告

去る七月十日に行われた第十一回参議院議員選挙は無事終了、沖繩地方区の稲嶺一郎氏の外地方区で七十六名、全国区で五〇名の選良が決定した。

本村での投票状況を地方区、全国区別に見ると別表の通りです。

選挙の状況から見ると、年々棄権者の数が多くなっていることがわかりますが、権利を放棄するということとは、自らの住んでいる社会を良くして行く権利を行使することです。もう一度、そのことを考えてみましょう。

それから投票の有効、無効を見ると、地方区の場合二七三票が無効で、無効率三、九〇%、全国区の場合七七七票で、十一、一〇%となり、とりわけ全国区の無効率の高さが気になります。

無効票の大半は候補者でないものの記載で、地方区、全国区の候補者名のとりちがい等となっています。その他全国区の場合は、白紙投票、らく書、符号等が何と四〇〇票余も出ています。

せっかく足を運んで投票するのだから、選挙の場合、わからない点があったら、はつきり調べ、聞いて自らの票を有効に生かしたいものです。

地方区		有権者	投票者	棄権者	投票率(%)
投票所	第一	2,367	1,882	485	79.50
	第二	2,434	1,999	435	82.12
投票所	第一	4,801	3,881	920	80.83
	第二	1,936	1,581	355	81.66
村計	第一	1,864	1,525	339	81.81
	第二	3,800	3,106	694	81.74
村計	第一	4,303	3,463	840	80.47
	第二	4,298	3,524	774	81.99
村計		8,601	6,987	1,614	81.23

候補者 稲嶺一郎 得票数 2,747
候補者 福地敏昭 得票数 3,967

全国区		有権者	投票者	棄権者	投票率(%)
投票所	第一	2,367	1,882	485	79.50
	第二	2,434	1,998	436	82.08
投票所	第一	4,801	3,880	921	80.81
	第二	1,936	1,581	355	81.66
村計	第一	1,864	1,525	339	81.81
	第二	3,800	3,106	694	81.74
村計	第一	4,303	3,463	840	80.47
	第二	4,298	3,523	775	81.96
村計		8,601	6,986	1,615	81.22

那覇広域都市計画

(西原)公園の変更に関する告示

都市計画法(昭和四十三年法律一〇〇号)第二十一条第一項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

昭和五十二年七月十五日

西原村長 宮平吉太郎

一、都市計画の名称：我謝公園、兼久公園

二、都市計画の変更に係る土地の区域

①追加する部分：我謝公園―西原村字我謝(上之川原)―地内兼久公園―西原村字兼久(古川原)―与那城(大多良原)地内

三、縦覧の場所：西原村役場、建設課内

那覇広域都市計画

(西原)都市下水路の変更に関する告示

都市計画法(昭和四十三年法律第二〇号)第三十一条第一項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

昭和五十二年七月十五日

西原村長 宮平吉太郎

一、都市計画の名称：我謝都市下水路

二、都市計画の変更に係る土地の区域

①追加する部分：我謝都市下水路―西原村我謝(長溝原)地内、兼久仲兼久(原)地内三、縦覧の場所：西原村役場、建設課内

水道週間にちなみ

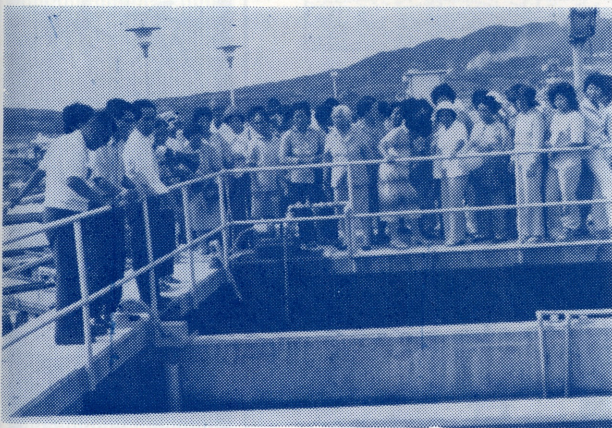
視察―水道課

夏場の水事情は例年のことで、「又か」と安意に相変わらず厳し。

六月一日～七日にかけては、水道資源を見なおす、いわゆる水道週間ですが、村水道課では、去る六月二十七日に、それにちなんだ水道事業関連施設の視察を行った。

視察には一五〇人余の村民が参加し、バス三台に分乗する程の盛況で、関係者も、関心の高さに大喜び。視察は、福地ダム、石川浄水場の二カ所。福地ダムに着いたころは、頂度大雨で、「これで、もう心配ないかな」という声もチラホラしかし、誰かがそんな雨ぐらいでは大したことないと言えない言葉。一行はダムの水かさを実際に見てこんなに沢山の水があるのに断水騒ぎがあるのか、と今

石川浄水場にて



さらながら水の使用量の多さにビック。

石川浄水場でも職員から水が浄化され家庭に送りこまれるまでの説明に、熱心に聞き入り、水は有効に使用しなければ、という認識を新たにされた様子でした。

村水道課では、今後も、行政面から沖繩の水事情が抜本的対策を県や国に働きかける一方、村民の方々にも水道資源の有効な利用を呼びかけ、夏になると、いつも社会問題化する断水騒ぎ等の解消をめざして努力する方針。視察に参加された方々も、その新たにされた「水の大切さ」の認識を各地域で広め、広範な実りある「小さな協力運動」にしようではありませんか。水は現代文化の柱とさえ言えます。限られた水道資源を大切に。

村文化財保護シリーズ

(4)

(現状変更等の制限)

(公開)

第十四条 村指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現況の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の輕微である場合は、この限りでない。

二、前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規程で定める。

三、教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。

四、第一項の許可を受けたい者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現況の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ又は許可を取り消すことができる。

五、第一項の許可を受けることができるが、第一項の許可により、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、村は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十五条 村指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による助成又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

二、村指定有形文化財の保護上必要があるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に關し技術的な指導を助言することができる。

第十六条 村教育委員会は、村指定有形文化財の所有者に対し、六月以内の期間を限って、教育委員会が行う公開の用に供するため、村指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

二、教育委員会は、村指定有形文化財の所有者に対し、三月以内の期間を限って、村指定有形文化財の公開を勧告することができる。

三、第一項の規定による出品のためには、教育委員会は、村の区域内に存する無形文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。)のうち村にとって重要なものを西原村指定無形文化財(以下「村指定無形文化財」という。)に指定することができる。

二、教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、村指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつて



(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、村指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、村指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 村指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は村指定有形文化財に關しこの条例に基づいて教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

二、前項の場合には、旧所有者は村指定有形文化財の引き渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(指定)

第二〇条 教育委員会は、村の区域内に存する無形文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。)のうち村にとって重要なものを西原村指定無形文化財(以下「村指定無形文化財」という。)に指定することができる。

二、教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、村指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつて

村青少年協総会 地域ぐるみで青少年の 健全育成を

一五〇人余が参加

いよいよ夏休みに入り、子供たちの自主学習生活が始まった。しかし、この時期は子供たちが非行に入りやすい頃でもある。村青少年健全育成協議会（宮平吉太郎会長）では、そうした子供たちの健全育成、非行防止を……と去る七月十五日に総会を開いた。

総会には一五〇人余の会員が集り、年々、関心の高りを見せている。

昨年の事業報告や、今年の事業計画、予算、決算等で活発な議論が行われたが、その中で声として多かったのは、夏休みに向けた非行防止を主体とした消極的な健全育成活動ではなしに、常日ごろから、スポーツやいろいろな隣り組等の運動を積極的に育成強化し横のつながりのある中広い健全育成事業を行うべきではないか、ということでした。

役員改選では執行部案が承認さ

去る五月には西原一屋我地間約七五、八キロメートルを走破すること計画、二十四人のランナーで三十一区間に分けて、約五時間四十五分で走破、予想以上の成果をあげた。いっそうの地域的盛り上がりが見込まれます。



一内間チームの雄姿

れ、会長に宮平吉太郎（村長）、副会長に親田輝武（議長）、平安恒政（助役）等三十七名の部長理事、理事、支部長が決められた。今後の事業計画として、八月に昼間、夜間巡回指導、十一月に親子懇談会等が予定されている。

総会終了後、県教育センターの知念仁幸先生の「思春期における性教育」と題する講習があり、ちようどその頃の児童生徒を持つ会員の方々は、いっそう熱心に聞いていた。



熱をおびる討議

結果報告(2)

村内の環境調査を実施

先月号に続いて、先に行なった環境調査の結果を報告します。

大気中のいおう酸化物について一箇中に一定期間（三〇日）放置したあとで、円筒の二酸化鉛塗布面積を正確に測り、この部分に含まれていたいおう酸化物を薬品反応などの科学（化学）操作により算出し、一ヶ月の平均濃度を積算的に求める方法である。

以上今回の調査から本村の環境の汚染度の状況を見て来ましたが、これから見て、本村の生活環境は、依然として快適な状況と言えますが、今後の方向として、汚染されていない所は、その状態の維持に、又、汚染が進んでいる所は、回復させる方向へ努力を重ね、村民にとって住みよい生活環境を保全するため、公害の監視を強化して行く考えです。

二酸化鉛法によるいおう酸化物環境濃度測定結果

この方法は、二酸化鉛円筒を大

測定地点及び測定結果
(二酸化鉛円筒設置期間 S 52.2.23~S 52.3.25)

二酸化鉛円筒設置場所	測定値 ($\text{mgSO}_3/\text{day}/100\text{cm}^2\text{PbO}_2$)
西原送信所屋上(字小那覇1452)	0.092
我謝公民館屋上(字我謝104)	0.058
小波津公民館屋上(字小波津140)	0.055
沖繩三育小学校屋上(字翁長489)	0.110

二酸化鉛法による汚染度判定基準表

汚染度	$\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2\text{PbO}_2/\text{日}$ の値	評 価
汚染第1度	0.5以上1.0未満	軽微の汚染
第2度	1.0以上2.0未満	普通の汚染
第3度	2.0以上3.0未満	中程度の汚染
第4度	3.0以上4.0未満	やや高度の汚染
第5度	4.0以上	高度の汚染

資料：和歌山県の公害（昭和47年度版）

村農業協同組合 総会終る

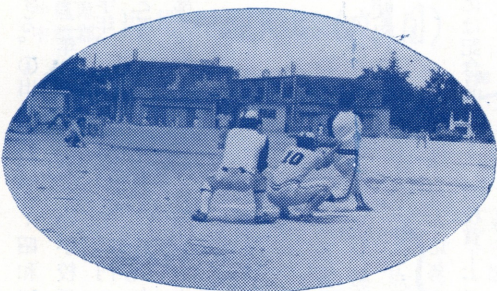
大会場の村役場ホールいっばい、五〇〇人余の組合員の出席の下、去る六月三〇日、午後二時から西原村農業協同組合の昭和五十二年の総会が開かれた。

総会では九議案について活発な議論が行われ、新年度における農協の事業内容及び方向が決められた。

村体育協会、昭和五十二年の行事 スタートまず各字対抗野球大会

村体協（小川正元会長）では去る六月二十四日に総会を開き、昭和五十二年の行事計画と役員改選等を行った。行事計画は別表の通りで、新役員体制は小川正元会長の留任をはじめ、常任理事その他専門部の役員次の通り決った。

●常任理事：石原佑哲、比嘉昭武哲治、●野球部：部長一玉城善



去る七月三日、十日の二日間にわたって、二十三チームが参加して、行なわれた。各字対抗野球大会で、字与那城チームが6対1で内間チームを破り優勝した。

則、副部長一新垣茂夫、崎原盛雄、●籠球部：部長一池原喜代一、副部長一呉屋清、●排球部：部長一安座間喜和、副部長一呉屋正則、●卓球部：部長一犬城守康、副部長一呉屋憲孝、●サッカー部：部長一諸見里安則、●ソフトボール部：部長一宮里きよみ、副部長一城間信子、

家裁だより

親子の面接交渉について

父母の婚姻中は、父母が未成年の子に對し共同して親権を行使しますが、離婚すると、共同で行使することはできないので、離婚の際、どちらか一方を親権者と定めその者が子供を監護養育するか、又は一方を親権者と、他の一方を監護者と定め、その者が実際に子供と同居して、その世話をする事となります。

ところで、最近、家庭裁判所では、離婚して子供の監護権を有しない親が、離れて暮らす子供との面会を求め、いわゆる面接交渉に関する問題が見受けられるようになりました。

この面接交渉が時々見られるようになったことは、子供の養育を他の親に任せたり、陰からその子の健全育成を見守るべきとする従来の考え方が変化してきたことを意味します。

これは、離婚して子供と生活を共にすることができなくなった親が、実際に子供を監護養育することはできないにしても、人格形成にとって重要な時期にある子供と時々会って、その成長育育を目で確かめ、親子の触れ合いを持つなど、できるだけこのことをやりたいという親としての自然の情によるものと言えるでしょう。

この面接交渉については、まず子供の意思を確かめながら親同士の協議で、その方法等を取り決めるのが本来で、協議が整わない場合に初めて、家庭裁判

所に問題が持ち込まれることとなります。家庭裁判所では、持ちこめられたこの問題に對して、子供の福祉を守りながら、会わせたい方と判断された場合、面接交渉を認める事例が多くなっています。

しかし、認める場合は、子供にあたる悪影響を防ぐため、家庭裁判所は、面接の回数、日時、場所等を具体的に定めたりすることもあります。

さらに、この面接交渉が認められた後でも、面接に際し、監護権を有する親の悪口を言ったり、不当に多額の金銭を与えて、その養育方針を混乱させたり、復縁を迫る手段にしたなど、いやがらせをするなど、これを濫用して子供の福祉を害するような場合には、面接交渉は停止され、又は、制限されなければなりません。

このように面接交渉は、親子の自然の情愛から生まれたものと言えますが、これが円滑に実行されるためには、離婚した親同士がそれぞれの立場に理解を持ち、子供の本当の幸福を考え、そのために協力しあう姿勢が何よりも大切であると言えるでしょう。

面接交渉については、もっと詳しいことを知りたいことは、最寄りの家庭裁判所に御相談下さい。

暑さをふつとばす

婦人の主張——盛況

第三回目を迎えた村婦人会の婦人主張大会が去る七月三日午後二時から、村役場ホールで開かれた。

回を重ねるごとに内容的にも充実を見せ、今回は七人の弁士が熱弁競った。

その結果「婦人会活動にみた理想の母親の像」の沢庵静子さんと「役員になってからの私」の知念雪江さんが七月二十五日に沖縄市で開かれた郡大会へ派遣され健闘しました。御苦労さん。

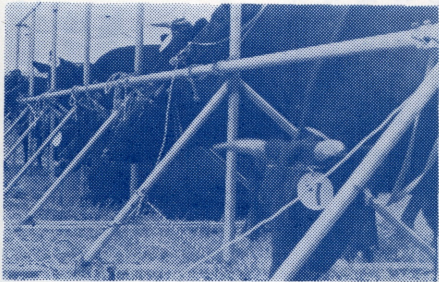
村の畜牛のいっその振興を目指し五十二年総会開く

——村畜牛組合——

去る七月七日、午後二時から、村役場ホールで、五〇余人の会員を集めて開かれた。

例年、県外での視察研修等も精力的に行っており、各畜産共進会での活躍もめざましい。

今年の予算は才入、才出とも四十七万八千八百四十一円で、視察研修、各種調査活動、畜産振興の為の会等が計画されている。



創造する青年教室生たち

——6月15日に開講20余人が学ぶ——

疎外と孤独を打ちすて、広く仲間と共に、知識と技能を高め、明るく、たくましく生きて行く——そんな意気に燃えた青年が二〇余人。六月十五日に昭和五十二年度の村青年教室は開講された。多くの実績と、多くのすばらしい仲間たちを、はぐくんだ村青年教室。今回も、いろいろな期待の中で力強くスタートした。

回	月日	曜日	学習内容	指導者	回	月日	曜日	学習内容	指導者
1	6.15	水	希望者のつどい	教育委員会	26	11.3	火	文化芸能祭参加	指 導 者 一
2	21	火	〃	〃	27	8	火	文化財を知ろう	間 副
3	28	火	開講式	〃	28	13	日	史跡めぐり実施	宮 里 秀 子
4	7.5	火	ボーリング大会	体育指導員	29	15	火	教室生の夕べ	宮 室 長 秀
5	12	火	青年活動について	宮城英次	30	22	火	手工芸実習	教 官 宮 室 里
6	19	火	球技大会	体育指導員	31	29	火	手工芸実習	宮 官
7	26	火	村政を知ろう	平安恒政	32	12.6	火	資本主義国家と	中 石 清 重
8	8.2	火	野外活動について	体育指導員	〃	〃	〃	社会主義思想	〃
9	6	日	野外活動の実施	〃	33	13	火	経済と消費生活	消費セ ン タ ー
10	7	日	〃	〃	34	20	火	社交ダンスのマナー	赤 嶺 宗 一
11	16	火	沖縄の方言	中石清重	35	27	火	今年ふりかえって	赤 教 室 長
12	23	火	〃	〃	36	1.5	木	役員会	〃
13	30	火	反戦平和	中石清重	37	8	日	料理講習	宮 里 秀 子
14	9.6	火	郷土の美術工芸	渡名喜守映	38	10	火	成人式について	教 官 室 長 藤 子
15	11	日	うるま焼実習	〃	39	24	火	文集の作り方	教 官 玉 城
16	13	火	仕上げ	〃	40	〃	〃	※閉講式まで文集作成	〃
17	20	火	青春の生き方	崎浜敏子	41	3.14	火	閉講式	教育委員会
18	27	火	結婚の条件	〃	プログラム外活動				
19	10.4	火	宿泊研修について	役員	他教室生交換会				
20	8	土	宿泊研修実施	教育委員会	奉仕活動				
21	9	日	〃	〃	郷土演芸について				
22	11	火	郷土演芸について	赤嶺宗一	演芸を身に付けよ				
23	18	火	〃	〃	リハーサル				
24	25	火	〃	〃	〃				
25	11.1	日	〃	〃	〃				

昭和52年皆さんで健康な村を作ろう

8月4日から一般と老人の(無料)健康診断

もれなく受けましょう

検診日程 ◎検診には結核予防会医師

外技師数名が担当します

月日	時間	実施場所	実施部署	月日	時間	実施場所	実施部署	月日	時間	実施場所	実施部署
8月4日	(木) 9~11時	幸地公民館	幸地	8月12日	(金) 9~11時	内間公民館	小橋川内間	8月20日	(土) 9~11時	桃原公民館	安原田津
8月8日	(月) 9~11時	棚原公民館	棚原	8月15日	(月) 9~11時	小那覇公民館	保久那覇	8月22日	(月) 9~11時	小波津公民館	小波津津
8月9日	(火) 9~11時	上原公民館	森千上	8月16日	(火) 9~11時	兼久公民館	兼久那覇	8月23日	(火) 9~11時	小波津公民館	小波津津
8月10日	(水) 9~11時	翁長公民館	翁長	8月18日	(木) 9~11時	仲伊保公民館	試験場	8月24日	(水) 9~11時	西原村役場	各落でな
8月11日	(木) 9~11時	呉屋津公民館	呉屋津	8月19日	(金) 9~11時	我謝公民館	我謝				

8月20日~21日は

一納涼村民盆踊り大会一

夜7時から西原中学校グラウンドで、家族そろって参加しましょう

御寄付御礼

去る六月二十五日ベルー在住の小橋川与永(字与那城出身)氏から金五万円也が村社会福祉協議会へ御寄付がありました。紙面を借りてお礼申し上げます。

- 第一週一合着色色料は必要か
- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

くらしとあなた

毎週土曜、朝の八時から八時半まで琉球放送テレビ、司会一木元教子で放映されます。

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

●第一週一合着色色料は必要か- 第二週一しつけを考える
- 第三週一良い子の夏休み消費者講座
- 第四週一食中毒にご用心

八月の行事

二日：青年教室(午後八時、村役場ホール、趣味を生かそう)

四日：(二十四日)：一般、老人無料健康診断開始

五日：食中毒予防週間

六日：七日：青年教室野外活動

十日：婦人学級(午後八時、村役場ホール、村長と語る)

老人学級(午後二時、村役場ホール、趣味を生かそう)

十四日：スポーツ少年団水泳教室

十五日：ツベルクリン接種(午前九時半~十時半)

十六日：青年教室(午後八時、村役場ホール、沖縄の方言)

十七日：ツベルクリン判定、BC

Gの接種(午前九時半~十時半)

十九日：老人学級(午後二時、村役場ホール、趣味を生かそう)

二〇日：(二十一日)：村民盆踊り大会

二十三日：青年教室(午後八時、村役場ホール、沖縄の方言)

二十四日：婦人学級(午後八時、村役場ホール、消費生活)

三〇日：青年教室(午後八時、村役場ホール、反戦平和)